

令和4年度（2022年度）兵庫安全行政のあらまし

— 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり —



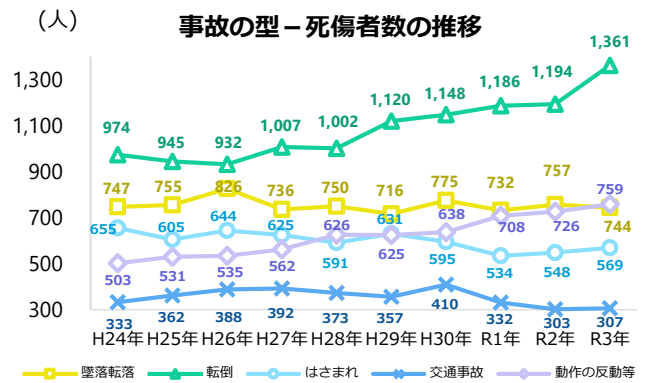
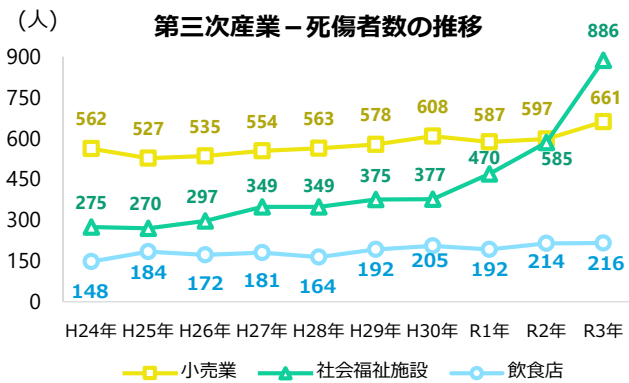
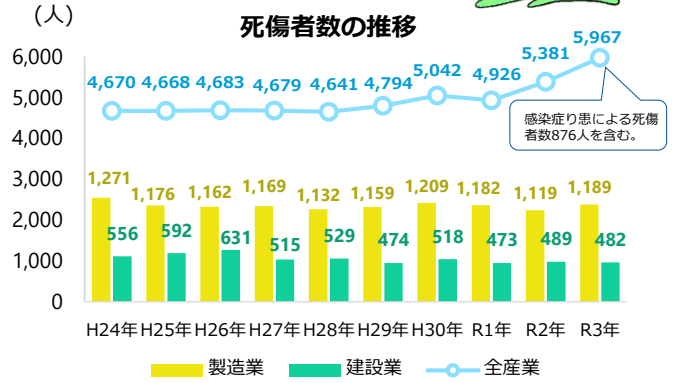
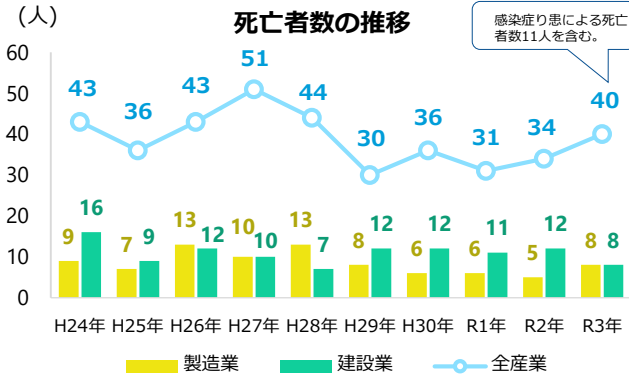
兵庫労働局 労働基準部 安全課

令和4年度は、『兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画』（以下「13次防」といいます。）の最終年度にあたり、13次防の災害減少目標（対平成29年比令和4年値：死亡者数15%以上減少、死傷者数5%以上減少）達成に向け、労働災害防止対策の一層の推進を図ります。

特に、安全確保の重要点である「働く人の命を守る」という原点に戻り、労働災害の削減に向け、今年度は『STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン』を展開します。



▶ 1. 労働災害発生状況



死亡災害

- 令和3年（2021年）における「全産業」の死亡者数は40人で、令和2年（2020年）比（以下「前年比」）6人増加（+9.7%）、平成29年比10人増加（+33.3%）となりました。死亡者数40人のうち11人は、新型コロナウイルス感染症り患（以下「感染症」）によるものであり、感染症を除いた発生状況は、死亡者数29人で、平成29年比1人減少（-3.3%）の状況にあります。
- 「業種別」では、製造業8人（前年比3人増加）、建設業8人（前年比4人減少）で、製造業は、「はさまれ・巻き込まれ」災害3人、建設業は、「墜落・転落」災害5人で、在来型災害が高止まりの状況にあります。その他では、陸上貨物運送事業5人（前年比2人増加）となっています。
- 「事故の型別」では、「はさまれ・巻き込まれ」災害9人が最も多く、次いで「墜落・転落」災害7人、「交通事故」4人、「転倒」災害、「飛来・落下」災害、「激突され」災害でそれぞれ2人、その他の災害は14人（うち感染症11人）でした。

死傷災害

- 令和3年における「全産業」の死傷者数は5,967人で、前年比586人増加（+10.9%）、平成29年比1,173人増加（+24.5%）となりました。死傷者数5,967人のうち876人は、感染症によるものであり、感染症を除いた発生状況は、死傷者数5,091人で、平成29年比297人増加（+6.2%）の状況にあります。
- 「業種別」では、製造業1,189人（前年比70人増加）、建設業482人（前年比7人減少）で高止まりの状況にあります。また、第三次産業では小売業、社会福祉施設、飲食店の増加傾向に歯止めはかからず、特に社会福祉施設は886人で、コロナの影響があるにしても、前年比301人増加（+51.5%）し、建設業の死傷者数を2年連続上回り、製造業に迫る状況になりました。
- 「事故の型別」では、「転倒」災害が1,361人で最も多く、次いで「動作の反動・無理な動作」759人、「墜落・転落」災害744人、「はさまれ・巻き込まれ」災害569人、「交通事故」307人で、転倒や動作の反動等の「行動災害」が増加しています。



2. 目標

令和4年度は、13次防の最終年度であり、労働災害の減少目標を達成するため、「労働災害による死亡者数25人以下、休業4日以上之死傷者数4,554人以下」として、以下の労働災害防止対策を積極的に推進します。

3. 本年度の重点的取組

◆ 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進



職場における
安全対策



STOP! 墜落・転落災害
根絶キャンペーン

建設業対策

- (1) 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」の普及促進を図ります。
- (2) 「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」を実施し、墜落制止用器具の使用の徹底を指導します。
- (3) フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）に係る特別教育の実施の徹底、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」の周知を図ります。
- (4) 職長・安全衛生責任者の資質向上のため、再教育の受講を勧奨します。

製造業対策

- (1) 重篤な機械災害となる「はさまれ・巻き込まれ」災害、食品加工用機械による「切れ・こすれ」災害の防止を重点に、労働災害防止対策を指導します。
- (2) クレーン、移動式クレーン作業及び玉掛け作業に係る死亡災害を防止するため、リスクアセスメントの取組、作業計画に基づく作業の徹底、運転合図の徹底、玉掛け作業の安全に係るガイドライン等の指導を行います。
- (3) 職長教育の受講及び職長に対する再教育の受講勧奨を指導します。

林業対策

- (1) チェーンソーによる伐木等作業の特別教育の実施等、改正安衛則の周知を図ります。
- (2) 「チェーンソーによる伐木作業の安全対策」、「林業作業現場の緊急連絡体制の整備等」のガイドライン等の周知を図ります。

機械災害対策

全国的に機械災害による死亡災害の多くはフォークリフトが占めているため、労働安全衛生規則等による作業方法、運転資格等の遵守について指導します。

墜落制止用器具（安全帯）に係る政省令の改正による経過措置期間は、令和4年1月1日に満了しました。

令和4年1月2日以降は、旧構造規格の安全帯は使用が出来なくなりました！

◆ 労働災害の減少がみられない業種等への対応

第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）対策

- (1) 小売業、介護施設を中心に増加する行動災害の予防対策として、+Safe協議会、+Safe育成支援の設置・運営並びに多店舗展開企業の本社等に対する指導等を行います。
- (2) 社会福祉事業の許可権限を有する地方自治体と連携し、労働災害防止を推進します。



安全推進運動関係

陸上貨物運送事業対策

- (1) 荷主等事業場に対する荷役災害防止対策として、あらゆる機会に荷役作業ガイドライン等の周知を図ります。
- (2) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会等と、連携をとり、「荷役災害防止担当者教育研修会」への参加勧奨を行います。



荷役作業安全関係

◆ 業種横断的な労働災害防止対策の推進

転倒災害防止対策 (STOP! 転倒災害プロジェクト)

- (1) 転倒災害は、60歳以上の労働者が4割以上、災害程度別で休業1か月以上が6割以上、なかでも休業3か月以上は13%を占めるため、労働災害防止団体等とも連携し、「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知、指導を行います。
- (2) 高齢労働者、降雪地帯における転倒災害防止用の視聴覚教材の活用を推進します。



転倒災害防止関係



視聴覚教材関係



転倒災害防止啓発用リーフレット

交通労働災害防止対策

- (1) 春、秋の交通安全運動実施期間、全国安全週間及び同準備期間等のあらゆる機会を捉え、警察署、関係行政機関等と連携して、広く「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正）の周知啓発を図ります。



交通労働災害防止関係



高齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策

- (1) 「高齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」及びエイジフレンドリー補助金の周知を図ります。
- (2) 外国人技能実習機構と連携し、技能実習生の労働災害防止を推進します。
- (3) 安全衛生教育の実施、労災防止の日本語教育、標語・掲示等の周知を図ります。（厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」に視聴覚教材等が掲載されています。）



高齢労働者関係



外国人労働者関係